



帯行政第49号  
令和2年2月21日

帯広市監査委員 林 伸 英 様  
同 秋 田 勝 利 様  
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 兼  
(総務部行政推進室担)



監査の結果に対する措置の通知について

令和元年8月15日付帯監査第36号において報告のありました令和元年度上期定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入支出事務全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査結果に記載のとおり、使用料の徴収や扶助費の支給において改善を要する事務処理が見受けられました。</p> <p>重点項目とした文書事務では、規則改正等を行い、取組を強化されておりますが、依然として確認が不十分なものも見受けられましたので、引き続き、改正された規則等の趣旨を踏まえられ、複数者による確認を徹底されるよう望みます。</p> <p>今後におかれましては、指摘した事項の改善に取り組むとともに、より一層適正な事務執行に努め、市民の負託に応える行政運営が継続されますことを期待します。</p>	<p>今回の定期監査では、収入支出事務全般について、おおむね適正に処理されていると評価されたところ です。</p> <p>しかしながら、個別の事務処理に関しては、使用料の徴収や扶助費の支給において、適正を欠く事務処理が指摘され、継続的に業務の適正化に取り組む必要性を再確認しました。</p> <p>指摘のあった使用料の徴収に関しては、館の管理人と所要の徴収事務処理について再確認し、徴収金額の管理方法を見直すなど、対策を講じました。</p> <p>また、同様に指摘のあった扶助費の支給についても、担当者及び決裁者が確認すべき事項に関して再確認を行い、再発の防止について確認を徹底したところ です。</p> <p>重点項目である文書事務を含め、今回の監査における指摘事項に関しては、企画調整監等で構成する帯広市行政事務改善委員会において改めて周知を行ったほか、担当者においても、実務者研修等により引き続き事務の習熟を図ります。</p> <p>指摘のあった事項の改善に取り組むとともに、これまでの監査における指摘事項も省みながら、適正を欠いた事務処理を再び発生させないよう取組を継続してまいります。</p>

財政援助団体監査指摘	措置状況
<p>財政援助団体にかかる監査は、前々年、前年に引き続き、市から補助金等の交付を受けた登録団体を対象として実施しました。</p> <p>その結果、市から登録団体への補助金等の交付手続は、おおむね適正に行われていることを確認しましたが、一部の登録団体の支出事務で、前述の監査結果に記載のとおり、適正を欠くものが見受けられたところです。</p> <p>登録団体は、市の行政課題に柔軟に対応するため、行政活動の補完的な業務を行うものとして、補助金等の交付を受けております。</p> <p>市は、登録団体との十分な連携と情報共有を心がけ、交付目的に沿って補助金等が使用されるよう、適正な事務処理に向けた指導に努められますことを期待いたします。</p>	<p>3か年にわたり継続して実施されてきた財政援助団体監査においては、登録団体に対する補助金等の交付手続について、おおむね適正に処理されているとの評価でしたが、一部の登録団体で不適正な支出事務が見受けられ、事務の改善・指導を要するとの結果でした。</p> <p>特に、イベント広報用のチラシ作成において、事前に十分な広報期間を設け、周知効果を最大限に発揮させるべきところ、イベント開催日以降に印刷を発注しているなど、予算の効果が十分に発揮されない事例が指摘されました。</p> <p>登録団体における予算執行に際しても、市における予算執行と同様に、その効果が最大限に発揮される時期に執行する必要があることから、改めて登録団体との緊密な連携を行い、確実な情報の共有を図ってまいります。</p> <p>今後においても、適切な時期における予算執行をはじめとし、住民福祉の向上に寄与できる事務の執行に努めてまいります。</p>